平成２９年（フ）第５４４号
東京都国立市富士見台４丁目37番地の28
債務者　川野辺哲也
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１４４号
横浜市青葉区千草台15番地８　ジルベールＡ－101
債務者　杉山　芳章
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１５９号
横浜市西区戸部町２丁目18番地１　セザール桜木町106号
債務者　鈴木　文恵
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１７５号
横浜市青葉区鉄町1146番地　パストラルＫ－105
債務者　大川　敦史
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１９３号
神奈川県茅ヶ崎市小和田１丁目12番５号　サンライズ坂下Ａ－202
債務者　須田　博行
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１９４号
横浜市旭区柏町112番地の５　ピュアハイツ南万騎が原502号
債務者　村越　　武
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２０３号
横浜市神奈川区三ツ沢下町17番６－102号
債務者　山村　　章
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２１７号
横浜市戸塚区東俣野町88番地２　センチュリーハイツ203号
債務者　武田　重裕
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２２１号
横浜市港南区上大岡東１丁目47番15号　上大岡コーポラスＡ155号
債務者　及川　　隆
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２３３号
神奈川県綾瀬市寺尾西１丁目１番７－205号
債務者　多並　麻耶
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２６０号
横浜市南区高根町２丁目13番地２　朝日大通り公園マンション210
債務者　原　　則之
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９０号
沖縄県宜野湾市宜野湾２丁目17番14－101号ディア・プロスパー
債務者　大城　寮三（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第３４号
栃木県小山市西城南５丁目８番地19　アウスレーゼ西城南113号室、従前の住所茨城県古河市東４丁目５番６－304号　ＳＳＫグリーンパーク古河Ⅲ
債務者　松本　泰徳
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１１００号
神奈川県藤沢市藤沢545番地の180　エシュレ湘南602号
債務者　山田まき枝
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２０４号
神奈川県大和市深見2177－１　プランタンメゾンＡ－202、住民票上の住所横浜市旭区若葉台４丁目11番505号
債務者　岡　飛雄馬
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部